

第 4 号議案

亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する
条例の制定について

亀岡市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年亀岡市条例第 45 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 28 年 2 月 17 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年亀岡市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「病院事業管理者」の次に「（病院長を兼ねる場合を除く。）」を加える。

第 6 条中「企画管理部」を「市長公室」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する
条例案要綱

- 1 病院事業管理者が病院長を兼務する場合は、亀岡市特別職報酬等審議会の審議対象者から除外すること。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。